



宮 崎 県 公 報

平成27年3月23日(月曜日) 第2677号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(労働政策課) 1	
告 示	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(伐倒駆除等)……………(自然環境課) 2	
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令(") 2	
○民有林の保安林の指定予定(4件)……………(") 3	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 4	
○道路の供用の開始(2件)……………(") 4	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し……………(会計課) 4	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 4	

人事委員会規則	
○平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則…………… 5	
○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則…………… 7	
公安委員会公告	
○検定合格者審査の実施について……………12	
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………13	
選挙管理委員会告示	
○選挙長等の印の一部を改正する告示……………14	
正 誤	
○平成27年3月9日付け県公報(第2673号)中……………15	

規 則

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則(平成24年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
[略]						[略]					
訓練科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教科	訓練期 間及び 訓練時 間(単 位は時 間とす る。)	設備 種別	名称	訓練科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教科	訓練期 間及び 訓練時 間(単 位は時 間とす る。)	設備 種別	名称
[略]						[略]					
5	金属 塗装 系	[略]	1 系基礎 (1) 学 科 ア～ウ [略] エ 塗	[略]	[略]	5	金属 塗装 系	[略]	1 系基礎 (1) 学 科 ア～ウ [略] エ 塗	[略]	[略]

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成27年4月1日から平成27年5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第202号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字西林7-4、7-5、7-8から7-10まで、7-21

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字西林7-4・7-5・7-8から7-10まで・7-21(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第203号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中滝3351-1、3351-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第204号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字出来所2636-1、字上庭谷3838-3、3859-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 205号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字長堀3601- 1、字畑ノ中3602- 1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 206号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月23日から平成27年 4 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 612 番10から同市同町二股同字亥 612 番10まで	旧	3.2 ～ 13.0	162.5
				新	7.8 ～ 19.2	162.5

宮崎県告示第 207号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月23日から平成27年 4 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2	延岡市北方	平成27年 3 月23日

18号	町蔵田字小原辰 421番 4 地先から同市同町蔵田同字辰 4 21番 1 地先まで
-----	---

宮崎県告示第 208号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月23日から平成27年 4 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 612 番10から同市同町二股同字亥 612 番10まで	平成27年 3 月23日

宮崎県告示第 209号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成27年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
日南市材木町 2 番25日南コスモビル 1 F	日南まちづくり株式会社	平成27年 3 月 11日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 本 英 男	日南市大字殿所1197番地口
理 事	松 浦 由 光	日南市大字松永1308番地
理 事	野 田 明 夫	日南市大字東弁分甲1285番地
理 事	太 田 守	日南市大字東弁分甲1396番地乙
理 事	金 下 正 博	日南市大字益安 751番地 3
理 事	歌 津 芳 秋	日南市大字平山2220番地 1
理 事	井 元 亮 一	日南市大字風田3981番地
監 事	川 添 守	日南市大字殿所1864番地 5
監 事	高 橋 勝 己	日南市大字東弁分乙3048番地
監 事	中 濱 康 孝	日南市大字風田11番地 2

（任期：平成31年2月18日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	蓑 毛 一 男	日南市大字殿所1203番地
理 事	松 浦 由 光	日南市大字松永1308番地
理 事	石 原 孝 幸	日南市大字東弁分甲2410番地
理 事	太 田 守	日南市大字東弁分甲1396番地乙
理 事	富 田 敏 之	日南市大字益安2702番地
理 事	歌 津 芳 秋	日南市大字平山2220番地 1
理 事	松 田 忠 明	日南市大字風田3721番地 2
監 事	蛭 原 芳 彦	日南市大字松永 577番地
監 事	長 友 憲 二 郎	日南市大字東弁分甲 868番地 1
監 事	四 本 義 弘	日南市大字平山1171番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	加 藤 保	宮崎市佐土原町上田島7138番地 1
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地 1
理 事	満 石 豊	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2
理 事	中 野 順 市	宮崎市佐土原町上田島1377番地 2
理 事	金 丸 久 義	宮崎市佐土原町上田島4041番地 1
監 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
監 事	古 市 泰 弘	宮崎市佐土原町上田島4040番地 3

（任期：平成29年2月22日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	加 藤 保	宮崎市佐土原町上田島7138番地 1
理 事	横 山 等	宮崎市佐土原町上田島8779番地 1
理 事	満 石 豊	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地 1
理 事	日 高 惇 尋	宮崎市佐土原町上田島8156番地 1
監 事	児 玉 淳 美	宮崎市佐土原町上田島4013番地 5
監 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3

人事委員会規則

平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成27年3月23日

宮崎県人事委員会規則第 3 号

平成27年改正県給与条例附則第 3 項から第 6 項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項から第 6 項までの規定による
給料に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第 3 号。以下「平成27年改正県給与条例」という。）附則第 3 項から第 6 項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号。以下「平成27年改正市町村立学校給与条例」という。）附則第 3 項から第 6 項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成27年改正県給与条例附則第 3 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項の人事委員会規則で定める職員）

第 2 条 平成27年改正県給与条例附則第 3 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （1）平成27年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第 2 号。以下「初任給等規則」という。）別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第 1 号において同じ。）をした職員
- （2）施行日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第 2 号において同じ。）をした職員
- （3）施行日前に次に掲げる期間（この号及び次条第 3 号において「休職等期間」という。）がある職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給等規則第42条、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号。）第 8 条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号）第10条の規定による号給の調整をいう。次条第 3 号において同じ。）をされたもの
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「地公法」という。）第28条第 2 項の規定により休職にされていた期間
 - イ 地公法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第26条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間
 - エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第 2 条第 1 項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間
 - オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしていた期間
 - カ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する人事委員会が定める基準に基づく休暇（職員の負傷又は疾病に係るものに限る。）、勤務時間等条例第 7 条若しくは第 8 条の規定による休暇又は勤務時間等条例第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
 - キ 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年宮崎県条例第16号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第 3 条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるカに規定する休暇の承認を受けていた期間
 - ク 地公法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - ケ 地公法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
- （4）施行日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第 1 項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第 4 号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- （5）施行日以降に再任用職員異動（地公法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第 2 条又は市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第 5 号において同じ。）をした職員
- （6）施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成27年改正県給与条例附則第 4 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 4 項の規定による給料の支給）

第 3 条 平成27年改正県給与条例附則第 4 項において読み替えて準用する平成27年改正県給与条例附則第 3 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 4 項において読み替えて準用する平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分（施行日以降に該当することとなった場合に限り。）に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額とする。

- （1）給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 6 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- （2）降格をした場合（第 6 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（降格を 2 回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- （3）施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第 6 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成27年改正県給与条例第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。次号において「改正前の県給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表、平成27年改正県給与条例第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第7条第1項の給料表又は平成27年改正市町村立学校給与条例第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「改正前の市町村立学校給与条例」という。）別表の給料表に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表又は改正前の市町村立学校給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

（平成27年改正県給与条例附則第5項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第5項の規定による給料の支給）

第4条 平成27年改正県給与条例附則第5項において読み替えて準用する平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第5項において読み替えて準用する平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、人事交流等職員（施行日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者という。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）が、施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）とする。

2 平成27年改正県給与条例附則第5項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第5項の規定は、人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、施行日以降に平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものには適用しない。

3 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成27年改正県給与条例附則第4項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、平成27年改正県給与条例附則第5項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第5項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第5条 平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第6条 平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月23日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第4号

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則（

平成18年宮崎県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。第8号及び第4条第1項第4号において「勤務時間等条例」という。）第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準に基づく休暇（職員の負傷又は疾病に係るものに限る。）、同条例第7条若しくは第8条の規定による休暇又は同条例第8条の2第2項に規定する介護休暇の承認を受けていた期間</p> <p>キ [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>（平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）附則第13項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第24条から第27条の2までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。第4条第1項第4号において「勤務時間等条例」という。）第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準に基づく休暇（職員の負傷又は疾病に係るものに限る。）、同条例第7条若しくは第8条の規定による休暇又は同条例第8条の2第2項に規定する介護休暇の承認を受けていた期間</p> <p>キ [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 減額改定対象職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正県給与条例」という。）附則第2項第1号（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する減額改定対象職員をいう。</p> <p>(9) [略]</p> <p>（平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 平成17年改正県給与条例附則第7条第2項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項において読み替えて準用する平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分（施行日以降に該当することとなった場合に限る。）に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）にあっては、人事委員会の定める額とする。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。第2項において同じ。）（第5号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初</p>

正する条例(平成21年宮崎県条例第47号)の施行の日(以下「基準日」という。)において同条例附則第2項第1号(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第49号)附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成17年改正県給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第9号)による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間

任給等規則第24条から第27条の2までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(平成21年改正県給与条例の施行の日(以下「基準日」という。)の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成17年改正県給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第9号)による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間

勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員（県給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員を除く。イ及び第 5 条第 1 項において同じ。）である者）にあっては当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額、基準日において県給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員である者）にあっては当該給料月額に相当する額に 100 分の 98.94 を乗じて得た額、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額）に、勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者）にあっては当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員である者）にあっては当該給料月額に相当する額に 100 分の 98.94 を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(5) [略]

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 99 を乗じて得た額）を、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。

第 4 条の 2 平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項の人事委員会規則で定めるものは、医療職給料表（三）の適用を受ける職員で平成 23 年 4 月 1 日にその者の属する職務の級が 4 級に降格した者のうち、その者の受ける給料月額が、施行日の前日において 4 級に降格したものとした場合に改正前の初任給等規則第 23 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者）にあっては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者）にあっては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないものとする。

2 平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項に規定するその者の給料の支給日における給料月額は、その者が当該降格をした日の前日に属した職務の級及び受けていた号給に対応する平成 26 年 4 月 1 日以降の最も低額の給料月額とする。

3 平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、前項に規定する額に達するまでの期間とする。

勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間等条例第 2 条第 2 項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額

(5) [略]

2 平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項及び平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 7 項の規定は、前条第 6 号に掲げる職員（前項第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び同号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に同条第 6 号に掲げる職員に該当することとなるものには適用しない。

第 4 条の 2 平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定めるものは、医療職給料表（三）の適用を受ける職員で平成 23 年 4 月 1 日にその者の属する職務の級が 4 級に降格した者のうち、その者の受ける給料月額が、施行日の前日において 4 級に降格したものとした場合に改正前の初任給等規則第 23 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者）にあっては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者）にあっては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないものとする。

2 平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 1 項の人事委員会

(平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の98.94を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第3条第6号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2. 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の額に相当する額を、同条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

第5条の2 平成17年改正県給与条例附則第7条第3項及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の人事委員会規則で定め

規則で定める期間は、次項に規定する額に達するまでの期間とする。

3. 平成17年改正県給与条例附則第7条第2項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第7条第1項の人事委員会~~で定める給料月額~~は、その者が当該降格をした日の前日に属した職務の級及び受けていた号給の平成26年3月31日現在の給料月額とする。

(平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 平成17年改正県給与条例附則第7条第3項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項において読み替えて準用する平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める額は、人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に第4条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)が、施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の98.94を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

2. 平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定は、第3条第6号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員には適用しない。

3. 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第4条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の額に相当する額を、同条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

第5条の2 平成17年改正県給与条例附則第7条第3項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は

るものは、施行日以降、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の適用を受ける職員から県給与条例の適用を受ける職員となった者のうち、その者の受ける給料月額が、その者が施行日の前日に県給与条例の適用を受ける職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100分の 99.34を乗じて得た額とし、それらの額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないものとする。

2 平成17年改正県給与条例附則第7条第3項及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の人事委員会規則で定める期間は、その者の受ける給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額に 100分の99.7を乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に 100分の99.1を乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に達するまでの期間とする。

平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項において読み替えて準用する平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、施行日以降、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の適用を受ける職員から県給与条例の適用を受ける職員となった者のうち、その者の受ける給料月額が、その者が施行日の前日に県給与条例の適用を受ける職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100分の 99.34を乗じて得た額とし、それらの額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないものとする。

2 平成17年改正県給与条例附則第7条第3項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項において読み替えて準用する平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の受ける給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額に 100分の99.7を乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に 100分の99.1を乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に達するまでの期間とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者（以下「旧検定合格者」という。）に対する審査（学科試験及び実技試験を受検する者に限る。以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成27年3月23日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 審査の種別及び級並びに資格

- (1) 空港保安警備業務に係る1級の審査
(2) 空港保安警備業務に係る2級の審査
(3) 施設警備業務に係る1級の審査
(4) 施設警備業務に係る2級の審査
(5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査

- (6) 交通誘導警備業務に係る2級の審査
(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の審査
(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の審査
(9) 貴重品運搬警備に係る1級の審査
(10) 貴重品運搬警備に係る2級の審査

2 審査の対象者

- (1) 検定規則施行日（平成17年11月21日）において、現に、旧検定に係る業務に継続して1年以上従事していた者
(2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務についての指定講習の講師として1年以上従事していた者

3 審査の日時

Table with 2 columns: 区分, 審査日時. Row 1: 審査, 平成27年6月24日（水）午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

5 審査の実施要領

- (1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者のみ実技試験を実施する。

学科試験は、5 枝択一式の筆記試験により行う。

- (2) 1 級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (イ) 問題数 10 問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

- (3) 2 級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (イ) 問題数 10 問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

6 審査申請書の提出方法

- (1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

- (2) 提出期間及び時間

区 分	提 出 日 時
審 査	平成27年5月11日(月)から5月22日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から 午後5時まで

- (3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

- (1) 審査申請書 1 通

- (2) 旧検定合格証の写し 1 枚

- (3) 写真 1 葉 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

- (4) 次のいずれかの書面 (宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。)

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

- (2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第 2 号

警備業法 (昭和47年法律第 117号。以下「法」という。) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成27年3月23日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	1号警備業務	平成27年6月24日(水)から 7月2日(木)まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第 2 号) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「講習修了証明書」という。) を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	平成27年5月11日（月）から5月22日（金）まで（土曜及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の

区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 受講申込みの受付が終了後、その旨、宮崎県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に連絡すること。

また、本件に関する問い合わせについても、宮崎県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係に行うこと。

選挙管理委員会告示

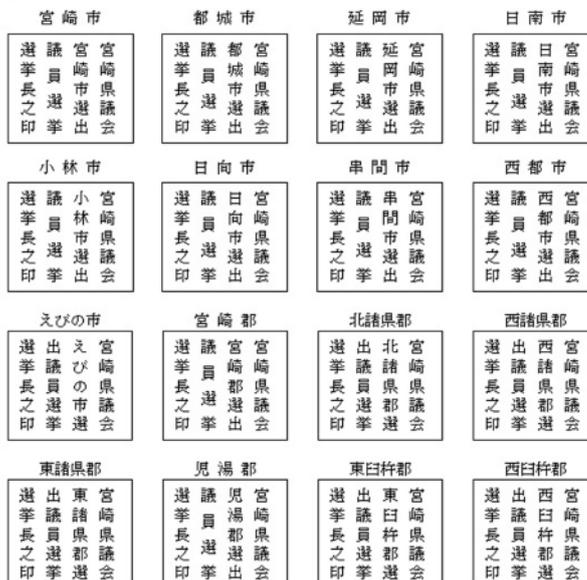
宮崎県選挙管理委員会告示第5号

選挙長等の印（昭和47年宮崎県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

○ 宮崎県議会議員の選挙における選挙長の印



備考 いずれも縦横 21 ミリメートル

別表中

を

○ 宮崎県議会議員の選挙における選挙長の印

<p>宮 崎 市</p> <p>選 議 宮 宮 挙 員 崎 崎 長 選 市 県 之 挙 選 出 議 印 挙 挙 出 会</p>	<p>都 城 市</p> <p>選 議 宮 宮 挙 員 城 崎 崎 長 選 市 県 之 挙 選 出 議 印 挙 挙 出 会</p>	<p>延 岡 市</p> <p>選 議 宮 宮 挙 員 岡 崎 崎 長 選 市 県 之 挙 選 出 議 印 挙 挙 出 会</p>	<p>日 南 市</p> <p>選 議 宮 宮 挙 員 南 崎 崎 長 選 市 県 之 挙 選 出 議 印 挙 挙 出 会</p>
<p>小林市・西諸県郡</p> <p>選 議 小 宮 宮 挙 員 林 崎 崎 長 選 市 西 議 之 挙 郡 出 会 印 挙 郡 出</p>	<p>日 向 市</p> <p>選 議 宮 宮 挙 員 向 崎 崎 長 選 市 議 之 挙 出 出 印 挙 出 会</p>	<p>串 間 市</p> <p>選 議 東 宮 宮 挙 員 間 諸 崎 崎 長 選 市 郡 議 之 挙 出 出 会 印 挙 出 出</p>	<p>西都市・西米良村</p> <p>選 議 西 宮 宮 挙 員 都 崎 崎 長 選 市 西 議 之 挙 米 出 会 印 挙 良 出 出</p>
<p>えびの市</p> <p>選 出 宮 宮 挙 議 員 崎 崎 長 選 市 議 会 之 選 出 選 出</p>	<p>北諸県郡</p> <p>選 出 北 宮 宮 挙 議 員 諸 崎 崎 長 選 郡 郡 議 会 之 選 出 選 出</p>	<p>東諸県郡</p> <p>選 出 東 宮 宮 挙 議 員 諸 崎 崎 長 選 郡 郡 議 会 之 選 出 選 出</p>	<p>児湯郡</p> <p>選 議 児 宮 宮 挙 員 湯 崎 崎 長 選 郡 議 会 之 選 出 選 出</p>
<p>東臼杵郡</p> <p>選 出 東 宮 宮 挙 議 員 臼 崎 崎 長 選 杵 郡 議 会 之 選 出 選 出</p>	<p>西臼杵郡</p> <p>選 出 西 宮 宮 挙 議 員 臼 崎 崎 長 選 杵 郡 議 会 之 選 出 選 出</p>		

備考 いずれも縦横 21 ミリメートル

に改める。

附 則

この告示は、平成27年 4 月 3 日から施行する。

正 誤

平成27年 3 月 9 日付け県公報（第2673号）中

ページ	段	行	誤	正
1	右	15	75.3	78.5
1	右	18	75.3	78.5

--	--